

連結納税制度の見直しに係る特例案、示される—ASBJ、税効果会計専門委

去る1月24日、企業会計基準委員会が第63回税効果会計専門委員会を開催した。

主に、令和2年度税制改正大綱において明記された、連結納税制度からグループ通算制度への移行に関する見直しに対する対応の検討が行われた。

2020年3月31日以降に決算口を迎える企業の会計処理についての対応

ASBJは、2020年3月31日以降に決算日を迎える企業の会計処理について対応を図る場合、2020年2月に公開草案を公表することを目標としている。

今回、この実務対応報告公開草案の文案が示された。主な内容は、次のとおり。

・グループ通算制度への移行およびそれにあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目に係る税効果会計の適用に関しては、税効果会計に係る会計基準の適用指針44項の適用を、2020年度税制改正が

の改正を行うまでの間とする。
・取扱いは選択適用とする。
・取扱いを適用した場合、その旨を注記する。

専門委員からは賛成の声が多くなった。
今後の予定
本税制改正に対応する新しい会計基準については、2021年3月までに公表することを目標とする旨が事務局から示された。

内容を変更する場合の取扱い
↓過年度遡及会計基準に従う
旨を結論の背景に記載
(5) 「履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通

常の時点」との関係の明確化
↓基準案80—2項の「履行義務を充足する通常の時点」を削除する

会計

開示・表示の公開草案へのコメント対応、開始—ASBJ、収益認識専門委

去る1月23日、企業会計基準委員会は第103回収益認識専門委員会を開催した。

昨年10月に公表した、開示・表示に関する収益認識会計基準案等に寄せられたコメントから、事務局は検討項目をまとめ、今回はそのうちの「重要な会計方針の注記」について、次のような論点とその対応案が示された。

(1) 重要な会計方針に記載すべ

(4) 重要な会計方針に記載した

国際会計

IAS1号の修正「流動または非流動負債の分類」、公表—ASBJ

去る1月23日、IASBは、IAS1号「財務諸表の表示」を部分的に修正する修正基準「流動または非流動負債の分類」(以下、「修正基準」という)を公表した。

修正基準の内容

修正基準は、債務やその他の負債をどのように流動または非流動に分類するかを明確にしている。これにより貸借対照表において、債務やその他の負債を流動または非流動として分類すべきかについて決済日が不確実な場合に企業が判断する際の助けになることにより、企業間の整合性が確保されることが意図されている。

適用関係等

修正基準は、既存の基準の定めを変更するのではなく、明確化するものであるため、企業財務諸表に大きな影響が生じることはないと考えられる。ただし、今回の修正により、結果的にいくつかの負債を流動区分から非流動区分に、または逆に非流動区分から流動区分へ変更する可能性がある。

修正基準は、債務を資本に転換することで決済する際の分類の定めを明らかにする場合にも適用される。

実務的には今回の修正を受けて、債務に関する契約条項を再検討する必要があることが考えられる。

持分証券等とヘッジの相互関連の 明確化に関するASU、公表—FASB

去る1月16日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2020-01「投資—持分証券(トピック321)、投資—持分法とジョイント・ベンチャー(トピック323)とデリバティブとヘッジ(トピック815) —トピック321、トピック323とトピック815の相互関連の明確化」を公表した。

持分法の適用・廃止時の特定持分証券の会計処理
投資元の投資先の持分は、「公正価値(原則)」と「減損控除後の取得原価(容易に決定できる公正価値がない持分証券の場合)(代替法)」のいずれかで測定される。代替法を採用した企業は、同じ発行者の同じ(または類似の)投資の通常の取引での観察可能価格の変動を識別した場合には、観察可能な取引が発生した日の公正価値で持分証券を測定しなければならない。

ASUでは、企業の代替法の採用にあたり、持分法を適用する(または持分法の適用を中止する)結果となる持分について観察可能な取引を検討し、取引がある場合には保有している投資に持分法を適用(または適用の中止)する直前の公正価値で再評価することを明確にした。

特定証券の先渡契約と買建オプションの考慮の範囲
負債証券・持分証券の特定の契約は、規定された4つの特徴のすべてを満たした場合のみ、先渡契約(forward contract)と買建オプション(ヘッジ会計の適用対象)とされる。その特徴の1つは、「債券(トピック320)」または「持分証券(トピック321)」で会計処理される証券の購入のために締結された契約というものである。

ASUは、企業は、この特徴の検討にあたり、個々の(または既存の投資と一緒の)先渡契約の決済または買建オプションの行使について、関連する投資が「持分法」と「証券に持分法を適用していた場合の公正価値オプション」のいずれかで会計処理されるかどうかを考慮すべきではないことを明確にした。

適用関係
適用日は2020年12月16日以降開始する期中間と年度であり、早期適用は認められる。

「違和感」という言葉がある。この言葉はいろいろな場面で見られている。たとえば、スポーツで体の一部に違和感を感じた、〇〇の説明に違和感を感じた、AとBを比較して違和感を感じたというように特定の状況ではなく、われわれの日常生活のなかでよく出てくるものである。これらに共通していることは、自分が想定していた事柄や状態と現実を無意識のうちに比較して感じた感覚である。さらに、この違和感を感じた後には多くの場合、何らかの問題が発見されることが多い。

この違和感は、どのような場合に感じるのだろうか。私なりに整理してみると、自分の過去の経験や勉強したことなどから、無意識のうちに何らかの基準・規範・状態のモデルのようなものが自分の理解のなかに形成されており、それと現実の現象と比較して「合致」している場合は「理解できていない」と感じ、「違和感」を認識したときに違和感を感じるのではないかと考えている。

私は、仕事を含めた日常生活のなかでこの違和感を大切にしている。特に無意識のうちに感じた違和感が重要と考えている。私

会計・監査 カラムの要

「違和感」の大切さ

公認会計士
手塚 仙夫

は、監査の仕事始めて間もないころ、「借」当座預金400万円 / (貸)現金400万円」という伝票をみつけたことがある。もともとこの会社は、經理の金庫に小払資金として500万円前後の現金を常時保有しており、そのことから考えれば、手元現金を当座預金としただけなのでそもそも問題とはなり得ない。しかし、私がその時感じた違和感は、この現金は、誰が会社に持ってきたのだろうかということであった。まず、手元現金500万円は特に銀行に預ける理由はない。売掛金の回収はほとんど振込みである。では、この現金はどうして会社にあつたのだろうか。これが最初の違和感であった。結局この現金は簿外貸付金であり、期中では仮払金に紛れ込ませ決算月に他から現金を調達して仮払金を清算し、翌期首再び仮払金に戻すという操作をしていたことが判明した。私は、この経験から違和感という感情を大切にすることがようになった。

このように、私が何かに問題意識を持つきっかけは、すべて私の価値観および過去の経験から感じる違和感である。このように考えると良きにつけ悪きにつけ経験というものは、その後の価値観にも影響を与えても大切なものであると考えている。同時に自分の価値観を信じる気持ちを持つことも重要であると考えている。

本稿で私が申し上げたいことは、日常的な平常心のもとで自然に感じた違和感を大切にしたいということである。大切にすることは「放って置かない」ということである。なぜ違和感を感じたのかを追求し自分なりに解決する努力をしてほしいということである。もしチームで行動しているのであれば、その違和感を声に出してチーム全体で共有し、納得感を得ておく必要があるように思われる。1人ひとりがこのような感覚を身に着け行動するならば、企業不祥事を減らすことにつながると思っている。違和感は理屈ではなく感覚なので、直接的に説明することは難しい。しかし、「何かが変わった」と感じる

ことが経験として誰にでもありように思われる。大きなことをいわせてもらえれば、人生の難しい問題も、違和感を素直に受け止めたときに解決の糸口がみえてくる可能性も期待できるのではないだろうか。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年1月14日	令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等	金融庁	改正資金決済法の施行等に伴うもの。暗号資産交換業に係る制度や、暗号資産を用いた取引に関する規制等の整備が盛り込まれている。コメント期限は2月13日(木)まで。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200114/20200114.html	—
2020年1月15日	業種別委員会実務指針第61号「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」の改正等	JICPA	2019年9月3日の金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)改正等を踏まえたもの。あわせて専門業務実務指針4461も改正された。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200115fd.html	—

金融

異次元の金融緩和策の終わりの始まり

日銀は1月21日、金融政策決定会合で金融政策を現状維持とすることを決めた。今回は、マインナス金利政策が5年目に入ることや、日銀が現在の金融緩和策を長期間持続させている事実

に批判的なコメントを加える報道もみられた。

2013年の就任会見で黒田日銀総裁は、2年で2%の消費者物価上昇率を達成するという目標を掲げたが、現在の消費者物価上昇率は、直近の2019年11月分の総合とコア指数でプラス0.5~0.8%であった。物価が下がり続けるデフレの状況からは脱したものの、1%に満たない状況が継続している。

現在の日銀の政策は、微調整はあっても、引締め方向へも緩和方向へも大きな方向性を打ち出していないとされている。さらなる追加緩和措置については、イールドカーブのフラット化による金融機関の収益圧迫や長期国債市場の形骸化といった悪影響の懸念が払しょくできない、物価目標達成への効果が期

待できないなど、発動に否定的な声もあがっている。

金融緩和策からの出口戦略立案は容易ではないとされる。アメリカの連邦準備制度理事会(FRB)が追加利上げを実質中斷し量的緩和策を復活させた形になっている現状では、円高懸念に加えて長期国債市場の相場急落、長期金利の急上昇の可能性もあるためだ。日銀は欧米の中央銀行の後追いをするしかないとの見方もある。

今年1月に日銀が公表した展望レポートでは政府の修正を反映させ、2020年度のGDP成長率を前年度比プラス0.9%と昨年10月時点より0.2ポイント上方修正している。これは、今後の金融政策の方向性を示唆するものとみられる。

米中貿易戦争、イギリスのEU離脱、中東などの地政学リスクといった世界経済のリスクが懸念されるなか、異次元の金融緩和策の終わりの始まりを指摘する声があがっている。

証券

株式市場を左右する米大統領選挙の行方

世界の株式市場は米イランの武力衝突の影響を受けたが、両国の本音が明らかになるにつれ、株価乱高下は収束し、中旬以降は昨年末からの勢いを取り戻した。株価の勢いは米市場が強く、日本市場は息切れの様相をみせ始めたとの見方もある。

中国では、新型コロナウイルス肺炎が発生、急拡大の様相をみせた。株式市場はこれにただちに反応し、中国や香港の株価は急落、EUも敏感に反応した。日米は相対的に弱い反応であったとされるものの、新たな市場リスクとして認知された。

2月には米大統領選挙が本格的に動き出す。米株式市場はトランプ大統領の再選を期待しているとみられるが、大統領は対外政策が権力乱用とかがめられ、弾劾裁判にかけられている。弾劾の可否は与党・共和党が多数を占める議会上院で議決される。弾劾決定となる公算は小さいとされるが、大統領が弾劾裁判にかけられたという事実が国民世論に影響を及ぼす可能性が

あり、情勢は予断を許さないとされている。

いずれにせよ、今後は米大統領選挙の予測にウォール街が一喜一憂することが予想され、各国の市場がそれを見守るとい状況が続くとみられる。

しかし、景気や企業収益など株価のファンダメンタルズに好転の兆しが出てくれば、展開は異なると思われる。特に、米中貿易摩擦が最悪期を脱したため、中国経済に注目が集まる。中国情勢が改善、好転すれば、米市場の動向に関わりなく、他国の市場に動きが出る可能性がある。

経済成長率等で見ると、世界各国では下方修正の話題が多いとみることもできるが、産業レベルでは明るい見通しも聞かれるようになりつつある。

不振の続く自動車、鉄鋼等旧型産業とは対照的に、IT産業では上向きの兆候がみられはじめている。

今後、米大統領選挙の行方や個別産業の動向にさらなる注目が集まるとみられている。